

目次

1. 補助対象者に関すること

- Q1-1 申請書にある「申請者」は誰を指すのですか？
- Q1-2 県外居住者が工事完了後に県内に転居する場合、申請することができますか？
- Q1-3 子育て世帯(持ち家型)において、別居扶養も認められますか？
- Q1-4 子供を妊娠中ですが、子育て世帯の対象になりますか？
- Q1-5 移住・定住世帯の移動の日から3年以内の考え方、起算日は？
- Q1-6 以前、秋田に住んでいたことがあります、移住者には該当しますか？

2. 補助対象住宅に関すること

- Q2-1 いわゆる別荘のリフォーム・増改築工事は補助対象になりますか？
- Q2-2 店舗等併用住宅はどのように判断すればよいですか？
- Q2-3 店舗等併用住宅の補助対象工事範囲はどのように判断すればよいですか？
- Q2-4 住宅用の別棟の車庫・物置は補助対象になりますか？
- Q2-5 中古住宅(空き家)をリフォームした後、購入する場合は補助対象になりますか？
- Q2-6 購入した住宅は前の所有者が県のリフォーム補助金を利用してリフォームしていましたが、補助対象になりますか？
- Q2-7 二世帯住宅の場合は補助対象になりますか？
- Q2-8 移住・定住世帯(定着回帰型)はどのような場合に利用できますか？

3. 補助対象工事に関すること

- Q3-1 補助対象になるリフォーム工事の内容はどのような工事ですか？
 - Q3-1-1 補助対象になる外壁の塗装工事はどのようなものがありますか？
 - Q3-1-2 補助対象世帯以外の方の専用居室とはどのような部屋ですか？
- Q3-2 工事契約が複数ある場合、どのようにしたらよいですか？
- Q3-3 介護保険制度を利用し住宅改修を行った場合、補助対象になりますか？
- Q3-4 補助対象工事に「県内に本店を有する建設業者等と工事請負契約を締結するもの」とありますが、個人の大工さんでも良いのですか？
- Q3-5 アルミ製で既製品の玄関風除室やサンルームなどの設置工事は補助対象になりますか？
- Q3-6 ホームセンター等で販売されているアルミ製のカーポートや鋼板製の物置の設置は補助対象になりますか？
- Q3-7 中古住宅を購入してリフォームする場合は補助対象になりますか？

- Q3-8 住宅以外の建物を住宅に模様替え等する場合は補助対象になりますか？
- Q3-9 自分で材料や機器を購入し、建設業者等と設置工事の契約を締結した場合は補助対象になりますか？
- Q3-10 自分が大工で自宅をリフォームする場合は補助対象になりますか？
- Q3-11 新築及び全面改築の場合は補助対象になりますか？
- Q3-12 解体工事は補助対象になりますか？
- Q3-13 減築とは何ですか？
- Q3-14 エアコンを設置した場合、エアコン機器費は補助対象になりますか？
- Q3-15 カーテン、ブラインド、固定タイプのロールスクリーンの設置は補助対象になりますか？
- Q3-16 太陽光発電システム設置工事は、補助対象になりますか？
- Q3-17 自然災害に起因する停電で被害を受けた場合の復旧工事は対象になりますか？
- Q3-18 断熱改修工事について、「断熱化工事及び省エネ化工事に係る補助要件」(申請書裏面)の表にある断熱材以外の断熱材や表の厚さに満たない断熱材を使用する場合は、対象になりますか？
- Q3-19 現状と同じ仕様に改修する場合、対象になりますか？(複層ガラス窓を複層ガラス窓に改修、ユニットバスの更新、熱交換型換気設備の更新、LED照明の更新等)
- Q3-20 省エネ化工事(熱交換型換気設備・LED照明設備)について、どのような機器が補助対象になりますか？
- Q3-21 省エネ化工事(熱交換型換気設備・LED照明設備)について、機器の交換も補助対象になりますか？

4. 申請手続きに関すること

- Q4-1 申請の窓口はどこですか？
- Q4-2 助金交付申請はいつすれば良いですか？
- Q4-3 工事着手前の写真がない場合は補助金の申請はできないのですか？
- Q4-4 対象工事と対象外工事がある場合は、契約書や見積書を分ける必要がありますか？
- Q4-5 過去に補助金の交付を受けていますが、申請はできますか？
- Q4-6 工事内容が変わり補助金額に変更が生じる場合、どのような手続きが必要ですか？
- Q4-7 工事が完了したとき(完成年月日)とはいつですか？
- Q4-8 完了実績報告の際に領収書の写しが必要となっていますが、全額支払いが済んでいません。完了実績報告書の提出はできますか？
- Q4-9 工事金額を金融機関に振り込み、その内容を請負業者が確認することで、領収書のやりとりを省略しているため、完了実績報告書に領収書を添付できない場合、どうすればよいですか？

5. 補助金の加算に関すること

- Q5-1 補助金の加算はどのような場合に利用できますか？
- Q5-2 在宅リモートワークとは何ですか？
- Q5-3 副業で在宅リモートワークをする場合も対象になりますか？
- Q5-4 在宅リモートワーク環境整備工事とはどのような工事ですか？
- Q5-5 LDKを改修して、その一部をリモートワーク用のスペースにする場合は対象になりますか？
- Q5-6 在宅リモートワーク環境整備工事の加算額はいくらですか？
- Q5-7 過去に上限額の補助金をもらっている場合、再度、在宅リモートワーク環境整備工事で申請することはできますか？
- Q5-8 補助金額の具体的な計算方法は？
- Q5-9 添付書類はどのようなものが必要になりますか？
- Q5-10 自宅の一部を改修してリモートワーク企業の事務所に使用する場合、対象になりますか？

6. 災害復旧工事に関すること

- Q6-1 自然災害による災害復旧工事とはどういうものですか？
- Q6-2 いつから申請の受付が開始されるのですか？
- Q6-3 どのような復旧工事が対象になりますか？

7. その他

- Q7-1 国が実施している住宅リフォームの補助制度と一緒に利用できますか？
- Q7-2 市町村が実施している住宅リフォームの補助制度と一緒に利用できますか？
- Q7-3 添付書類にある、戸籍の附票とはどういうものですか？

1. 補助対象者に関すること

Q1-1 申請書にある「申請者」は誰を指すのですか？
補助対象住宅について、建設業者等と工事請負契約を締結される方、又はその配偶者です。（申請者の要件は各補助メニューによって異なります。） 補助金は、申請者に交付されます。建設業者等が申請者になることや、補助金を受け取ることとはできません。 なお、申請書類等の提出等手続きにあたり、申請者の代理として、建設業者等が、窓口書類を持参することは構いません。
Q1-2 県外居住者が工事完了後に県内に転居する場合、申請することができますか？
補助対象者には県内に転居を予定している方も含みます。補助申請時に、申請住戸に転居予定である旨を申し出てください。 なお、この場合、完了実績報告書に転居後の住民票を添付していただきます。
Q1-3 子育て世帯（持ち家型）において、別居扶養も認められますか？
同居を原則としていますが、例外として高校生等の場合は対象になります。生徒手帳の写し、在学証明書及び戸籍謄本を添付していただきます。
Q1-4 子供を妊娠中ですが、子育て世帯の対象になりますか？
対象になります。その場合は、母子手帳の写しを申請書に添付していただきます。 なお、完了実績報告時に生まれている場合は住民票謄本を、生まれていない場合は再度母子手帳の写しを提出していただきます。
Q1-5 移住・定住世帯の移動の日から3年以内の考え方、起算日は？
移住・定住世帯（定着帰郷型）は工事契約日を起算日として、移住・定住世帯（中古住宅購入型）は補助対象となる中古住宅（空き家）の所有権を取得した日を起算日として、3年以内です。
Q1-6 以前、秋田に住んでいたことがあります。移住者には該当しますか？
県内から県外に住所を移し、在学期間を除き継続して3年を超えて県外に居住した後、再び県内に住所を定める場合は移住者に該当します。なお、夜学等働きながら学んでいた期間は在学期間には含みません。

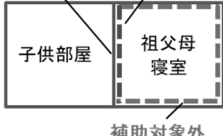
2. 補助対象住宅に関すること

Q2-1 いわゆる別荘のリフォーム・増改築工事は補助対象になりますか？
別荘（セカンドハウスなど。）等については、対象になりません。
Q2-2 店舗等併用住宅はどのように判断すればよいですか？
店舗等併用住宅については、住宅部分の延べ面積が建物全体の延べ面積の1/2以上であることを要件としており、併用部分の面積によっては住宅部分の工事を含めて建物全体が補助対象外になります。 併用部分については、既に廃業している場合であっても、当該部分の住宅用途としての活用が明らかでない限り併用部分として扱います。
Q2-3 店舗等併用住宅の補助対象工事範囲はどのように判断すればよいですか？
店舗等併用住宅の補助対象工事範囲は、住宅部分に係る工事が対象で、店舗等併用部分に係る工事は対象になりません。しかし、店舗等併用部分の模様替えなどの工事を行って住宅として利用しようとするものであれば、その工事も補助対象になります。 住宅部分と併用部分とが同一契約の場合の諸経費等の共通費については、補助対象と補助対象外の各工事費の割合で按分します。なお、住宅部分と併用部分とが一体となって性能を発揮することとなる部位（屋根や外壁工事など建物全体の性能に係る部分）は、併用部分に係る工事を含めて補助対象として扱います。
Q2-4 住宅用の別棟の車庫・物置は補助対象になりますか？
補助対象になりません。

Q2-5 中古住宅（空き家）をリフォームした後、購入する場合は補助対象になりますか？
補助対象になりません。所有権取得後にリフォーム等工事を行う場合（工事請負契約書に記載の着工日が所有権移転日以降である場合）に限り補助対象になります。
Q2-6 購入した住宅は前の所有者が県のリフォーム補助金を利用してリフォームしていました。補助対象になりますか？
補助対象になります。その場合は、住宅の売買契約書の写しを提出していただきます。また、前の所有者が交付を受けた補助金は、補助金の限度額の算定には含みません。
Q2-7 二世帯住宅の場合は補助対象になりますか？
建物内部で親世帯、子世帯間での行き来ができるものは補助対象になります。 なお、行き来ができない完全な長屋タイプの場合は、次の要件を満たす場合に限り、補助対象になります。 1. 建物の所有権が共有名義であり、それぞれその名義人が居住していること。（単独所有は対象外） 2. 貸家として使用しないこと。
Q2-8 移住・定住世帯（定着回帰型）はどのような場合に利用できますか？
移住者が実家に戻るケースや相続等により住宅を取得する場合などにご利用いただけます。定着回帰型は、移住者が居住する住宅であれば、移住者の親または子も申請することができるため、次のようなリフォームや増改築でご利用いただけます。 1. 申請者が移住者（配偶者）の例 ・実家に戻るので増築とリフォームをしたい ・住宅を相続したのでリフォームして移り住みたい ・仮住まいしている住宅を買い取ってリフォームしたい ・2親等位内の親族から購入した住宅（中古住宅購入型の対象外住宅）をリフォームしたい。 2. 申請者が移住者（配偶者）の親または子の例 ・息子夫婦が帰ってくるので、リフォームしたい。 ・購入した空き家をリフォームして息子夫婦を呼び寄せたい。 なお、工事完了後に移住予定者が移住しなかった場合は、補助金の交付は取り消しとなります。

3. 補助対象工事に関すること

Q3-1 補助対象になるリフォーム工事の内容はどのような工事ですか？
○子育て世帯（持ち家型、中古住宅購入型）、移住・定住世帯（定着回帰型、中古住宅購入型） 補助対象世帯の居住環境向上に資する工事が対象になります。モルタルのクラック補修やサイディングの張り替えなど補修が伴わない外壁の再塗装、補助対象世帯以外の方の専用居室の改修などは対象になりません。詳しくは別紙の例をご覧ください。 ○断熱・省エネ改修（持ち家型）【Q3-18～21 参照】 断熱改修工事、開口部の断熱改修工事及びユニットバスに改修する工事並びに熱交換型換気設備改修工事及びLED照明設備改修工事が対象になります。 ○災害復旧（持ち家型）【Q6 参照】 自然災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他異常な自然現象）による復旧工事が対象になります。 上記に加え、関連する工事や費用（解体や復旧が発生する取り合い部分の工事、仮設工事、足場費用など）が補助の対象になります。補助対象になるか判断しがたい場合は、最寄りの県地域振興局建設部建築課までお問い合わせください。

Q3-1-1 補助対象になる外壁の塗装工事はどのようなものがありますか？	
<p>クラック・欠損補修、外壁材の張替え・増張りといった外壁改修に伴う仕上げ塗装（色合わせ等）が補助対象工事となります。ただし、塗装の下地処理は外壁補修に含めないものとします。なお、外壁改修による塗装工事の補助対象範囲は、外壁補修を行った面単位とします。</p> <p>例1：外壁塗装の下地処理で軽微なクラックを潰し、仕上げ塗装を行った。 → 補助対象外</p> <p>例2：総2階建て住宅の西側の1階部分にあるひび割れを補修して、外壁全面の塗装改修を行った。 → 西側外壁の1階と2階部分の塗装工事分が補助対象</p>	
Q3-1-2 補助対象世帯以外の方の専用居室とはどのような部屋ですか？	
<p>子育て世帯（持ち家型・中古住宅購入型）での親子世帯や移住・定住世帯（定着回帰型・中古住宅購入型）での移住・定住世帯と同居する世帯の専用居室（寝室等）がこれにあたります。</p> <p>例1：定年後に親世帯が秋田在住の息子世帯と同居するため移住してくるため、書斎を親世帯の寝室へ改修し、併せて息子世帯の寝室の内装改修を行った。 → 書斎を親世帯の寝室へ改修した工事部分が補助対象。 息子世帯は補助対象世帯（移住・定住世帯）ではないため、息子世帯の寝室の内装改修は補助対象外。</p> <p>例2：祖父母世帯と親子世帯が同居していて、2間ある祖父母世帯の寝室を仕切って子供部屋をつくる工事を行い、併せて祖父母寝室の壁内装改修を行った。 → 子供部屋とこれに必要な間仕切り壁（祖父母寝室の間仕切り壁部分の内装を含む）をつくる工事が補助対象。 祖父母世帯は補助対象世帯（子育て世帯）ではないため、間仕切り壁以外の3面の壁内装改修は補助対象外。</p> <p>【<図1>参照】</p>	
<p><図1> 間仕切り壁の新設</p>  <p>補助対象</p> <p>補助対象外</p>	
Q3-2 工事契約が複数ある場合、どのようにしたらよいですか？	
<p>複数ある工事費を合算することが可能です。また、補助金交付決定後に追加工事を行った場合、完了実績報告書提出前で、複数工事それぞれが補助対象工事の場合は合算することが出来ます。</p>	
Q3-3 介護保険制度を利用し住宅改修を行った場合、補助対象になりますか？	
<p>補助対象になります。</p>	
Q3-4 補助対象工事に「県内に本店を有する建設業者等と工事請負契約を締結するもの」とありますが、個人の大工さんでも良いのですか？	
<p>県内にお住まいの個人の大工さん・工務店でも構いません。株式会社等法人の場合は、県内に本店を有するものとして商業登記されている事業者に限ります。</p>	
Q3-5 アルミ製で既製品の玄関風除室やサンルームなどの設置工事は補助対象になりますか？	
<p>○子育て世帯（持ち家型、中古住宅購入型）、移住・定住世帯（定着回帰型、中古住宅購入型）補助対象になります。</p> <p>○断熱・省エネ改修（持ち家型）補助対象になりません。</p> <p>○災害復旧（持ち家型）【Q6 参照】自然災害による復旧工事である場合、対象になります。</p>	
Q3-6 ホームセンター等で販売されているアルミ製のカーポートや鋼板製の物置の設置は補助対象になりますか？	
<p>補助対象になりません。</p>	
Q3-7 中古住宅を購入してリフォームする場合、補助対象になりますか？	
<p>令和5年10月1日以降に所有権を取得した中古住宅（空き家）であれば補助対象になります（登記をした場合に限る）。この場合、完了実績報告書に、転居後の住民票を添付していただきます。</p>	

Q3-8 住宅以外の建物を住宅に模様替え等する場合は補助対象になりますか？
既存住宅の改修を補助制度の主な目的としているため、補助対象になりません。なお、併用住宅は1/2以上が住宅であれば補助対象になります。【Q2-3 参照】
Q3-9 自分で材料や機器を購入し、建設業者等と設置工事の契約を締結した場合は補助対象になりますか？
材料や機器の購入費用と建設業者等との契約金額の合計が50万円以上である場合は、補助対象になります。 申請の際は、材料の内容及び購入費用がわかる見積書等、建設業者等との請負契約書の写しを添付してください。 例) 節水型トイレを自分で手配し、取り付け工事を建設業者等がする場合は、機器費及び工事費とも対象になります。
Q3-10 自分が大工で自宅をリフォームする場合は補助対象になりますか？
材料や機器の購入費用の合計が50万円以上である場合は、補助対象になります。本人の施工手間は補助対象になりません。 申請の際は、材料の内容及び購入費用がわかる見積書等を添付してください。 なお、本人が施工せず、工事を依頼した部分にあっては、請負工事となりますので契約書の写し等を添付してください。(材料や機器の購入費用と建設業者等との契約金額の合計が50万円以上である場合に補助対象になります。)
Q3-11 新築及び全面改築の場合は補助対象になりますか？
補助対象になりません。既存住宅のリフォーム工事が補助対象です。
Q3-12 解体工事は補助対象になりますか？
解体工事は原則として補助対象になりませんが、補助対象工事のリフォーム等に併い実施する解体工事・減築工事は補助対象になります。
Q3-13 減築とは何ですか？
住宅を部分的に解体すること(別棟を除く。)です。(例: 2階建てを平屋建てにする工事等)
Q3-14 エアコンを設置した場合、エアコン機器費は補助対象になりますか？
増改築・内装工事に伴う場合や配線工事等を行う場合は、機器費も含めて補助対象になります。
Q3-15 カーテン、ブラインド、固定タイプのロールスクリーンの設置は補助対象になりますか？
増改築・内装工事に併い設置する場合は、補助対象になります。
Q3-16 太陽光発電システムの設置工事は、補助対象になりますか？
改修や復旧工事も含め、太陽光発電システムに関連する費用は補助対象になりません。
Q3-17 自然災害に起因する停電で被害を受けた場合の復旧工事は対象になりますか？
自然災害による被害に準じるため、災害復旧(持ち家)の対象になります。【Q6 参照】 申請の際に、市町村が発行する被害を証する書類(り災証明書等)またはその写しを提出していただきます。なお、通常の使用を怠るなど、居住者の責により発生した被害の復旧工事は、補助対象外となります。 【例】 ・暴風雪による停電で給湯器の凍結防止ヒーターが作動せず、給湯器が故障した →復旧に要する費用(給湯器の修理や交換)が補助の対象になります。 ・低温の際に水抜きを怠ったため、水道管などが破損した →補助の対象にはなりません。

Q3-18 断熱改修工事について、「断熱化工事及び省エネ化工事に係る補助要件」（申請書裏面）の表にある断熱材以外の断熱材や表の厚さに満たない断熱材を使用する場合は、対象になりますか？					
右表に記載している、必要な熱抵抗値以上の断熱材を使用する場合又は住宅性能表示制度による地域区分4の断熱等性能等級4以上の場合、補助対象になります。なお、申請の際は、必要な熱抵抗値以上であることが分かる資料（断熱材のカタログの写し等）を添付してください。	屋根	天井	外壁	床	基礎
	必要な熱抵抗値（ $m^2 \cdot K/W$ ）				
	4.6	4.0	2.2	2.2	1.7
Q3-19 現状と同じ仕様に改修する場合、対象になりますか？（複層ガラス窓を複層ガラス窓に改修、ユニットバスの更新、熱交換型換気設備の更新、LED照明の更新等）					
補助対象になります。					
Q3-20 省エネ化工事（熱交換型換気設備・LED照明設備）について、どのような機器が補助対象になりますか？					
○熱交換型換気設備 温度（顕熱）交換効率65%以上（最大値）の機器が補助対象になります。温度交換効率は、採用する製品の仕様書やカタログをご確認ください。 なお、換気機能を有するエアコンは補助対象になりません。					
○LED照明設備 LEDが光源である照明機器が補助対象になります。 なお、LED照明に他の機能（シーリングファン、スピーカー等）を併せもつ機器は補助対象になりません。					
Q3-21 省エネ化工事（熱交換型換気設備・LED照明設備）について、機器の交換も補助対象になりますか？					
○熱交換型換気設備 工事を伴う場合は補助対象になります。工事に到らない程度（機器交換程度の軽作業）の場合は補助対象になりません。					
○LED照明設備 工事（電気配線等）を伴う場合は補助対象になります。工事に到らない程度（既存引っ掛けシーリングへの取付等）の場合は補助対象になりません。 ※電気配線工事は、電気工事士法により有資格者が必要になります。					

4. 申請手続きに関すること

Q4-1 申請の窓口はどこですか？	
県の出先機関である各地域振興局建設部建築課を窓口としています。また、申請書等の書類の取り次ぎについては、各市町村窓口で取り扱っている場合がありますので、お問い合わせのうえご利用ください。	
Q4-2 補助金交付申請はいつすれば良いですか？	
原則、工事着手前に申請してください。完了した工事についても申請可能ですが、審査の結果、補助金の対象外工事の場合、補助金の交付を受けることはできません。	
Q4-3 工事着手前の写真がない場合は補助金の申請はできないのですか？	
工事予定カ所の写真を撮り忘れた場合は、工事が行われたか特定することができないため、補助金の交付を受けることができない場合があります。 ただし、次の書類は、工事着手前の写真と同等のものとして扱います。 ○何かの機会に撮った写真で、工事着手前と判別できる写真 ○申請者の氏名と住宅の所在地が記されている出荷証明書、納品書、廃棄材のマニフェスト	
Q4-4 対象工事と対象外工事がある場合は、契約書や見積書を分ける必要がありますか？	
契約書を分ける必要はありませんが、対象部分と対象外部分がわかる内訳明細書を添付してください。	

Q4-5 過去に補助金の交付を受けていますが、申請はできますか？
<p>○子育て世帯（持ち家型）、移住・定住世帯（定着回帰型） 申請できます。ただし、申請者が異なる場合であっても、対象住宅について過去に補助金の交付を受けている場合、補助額は過去の交付額との合計が40万円を超えない範囲内で、工事費の20%になります。なお、申請は同一年度内に1回限りです。</p> <p>○子育て世帯（中古住宅購入型）、移住・定住世帯（中古住宅購入型） 購入した住宅について、過去にリフォーム関係補助金の交付を受けていない方（その配偶者を含む）が申請できます。なお、申請は1回限りです。</p> <p>○断熱・省エネ改修（持ち家型） 対象住宅について、これまでにリフォーム関係補助金の交付を受けた方は、申請できません。</p> <p>○災害復旧（持ち家型）【Q6 参照】 自然災害による災害復旧工事で、同じ自然災害（○年○月に発生した水害等）で補助金の交付を受けていない場合は申請できます。なお、申請は1回限りです。</p>
Q4-6 工事内容が変わり補助金額に変更が生じる場合、どのような手続きが必要ですか？
<p>工事途中で工事内容の変更等により工事費が変更となり、補助金額にも変更が生じる場合は、完了実績報告書に工事請負変更契約書又は変更請書の写し、変更後の工事内訳見積書の写し、変更部分に係る工事施工前・施工中・施工後の写真を添付してください。なお、完了実績報告書に記載する工事費等は、変更後の内容で記載してください。</p>
Q4-7 工事が完了したとき（完成年月日）とはいつですか？
<p>請負業者からの引き渡しを受けた日とします。 ただし、増改築工事の場合で、建築基準法第6条の規定による確認を受けなければならない工事は検査済証の交付日とします。</p>
Q4-8 完了実績報告の際に領収書の写しが必要となっていますが、全額支払いが済んでいません。完了実績報告書の提出はできますか？
<p>工事請負者に工事代金全額が支払われた後でなければ、完了実績報告書の提出はできません。</p>
Q4-9 工事金額を金融機関に振り込み、その内容を請負業者が確認することで、領収書のやりとりを省略しているため、完了実績報告書に領収書を添付できない場合、どうすればよいですか？
<p>領収書に代えて、振り込む方、振り込み先及び金額がわかる払い込み取り扱い票控え、ATM 振り込み控え、インターネットによる振り込み証明する書類などを添付することにより、領収書の写しと同様の扱いとします。</p>

5. 補助金の加算に関すること

Q5-1 補助金の加算はどういう場合に利用できますか？
<p>在宅リモートワークの環境整備工事を行う方を対象に、通常の補助金額に上乗せして補助金を交付します。（子育て世帯および移住・定住世帯の補助メニューのみ対象）</p>
Q5-2 在宅リモートワークとは何ですか？
<p>オフィスに出社することなく、インターネットを利用して、主に自宅で業務を行うことを言います。</p>
Q5-3 副業で在宅リモートワークをする場合も対象になりますか？
<p>主たる仕事で在宅リモートワークをする方の支援を目的とした制度であることから、副業や趣味で行う場合は、補助金加算の対象外になります。（通常の補助対象工事には該当）</p>
Q5-4 在宅リモートワーク環境整備工事とはどのような工事ですか？
<p>ワークルームや書斎の内部改修（床、壁、天井）、断熱化、通信設備の整備（インターネット回線、電気設備等）、建具改修、その他の造作工事（作り付け収納、家具等）など、自宅でリモートワークをするための環境を整備する工事をいいます。なお、工事を伴わない設備機器（パソコン、プリンター等）の設置や置き家具などは対象外になります【Q3-14、Q3-15 参照】</p>

Q5-5 LDKを改修して、その一部をリモートワーク用のスペースにする場合は対象になりますか？

リモートワークの専用スペースとして使用する部分を補助金の加算対象とします。

Q5-6 在宅リモートワーク環境整備工事の加算額はいくらですか？

在宅リモートワークの環境整備に要する費用相当分について、通常の補助金額に加算（上限20万円）します。

Q5-7 過去に上限額の補助金をもらっている場合、再度、在宅リモートワーク環境整備工事で申請することはできますか？

在宅リモートワーク環境整備工事は通常の補助金額に加算するものであるため、既に上限額まで補助金の交付を受けている場合はご利用できません。

Q5-8 補助金額の具体的な計算方法は？

※県リフォーム事業のホームページに掲載している Excel ファイル「子育て、移住・定住世帯の補助金算定シート」により、簡易に補助金の額を確認いただくことができます。

次の順番により算出します。（子育て（持ち家型）、移住・定住（定着回帰型）の場合）

- ①総工事費から、補助対象工事費を算出する。（外構工事等の補助対象外工事を除外）
- ②補助対象工事費のうち、在宅リモートワーク環境整備工事費を算出する。
- ③②から補助金の加算額を算出する（補助率 10/10、上限額 20 万円。千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）
- ④補助対象工事費から補助金の加算額を除いた額で、基本となるリフォーム工事費分の補助金額（基本補助額）を算出する。（補助率 2/10、上限額 40 万円（過去に補助金の交付を受けている場合は、その額引いた額が上限）、千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）
- ⑤基本補助額が0円でない場合は、②と④の合計が補助金の総額となる。

●補助額加算のイメージ（子育て（持ち家型）、移住・定住（定着回帰型）の場合）

・例 1

工事費 250 万円	リモートワーク工事 30 万円	→ 20 万円
30 × 10/10 = 30 → 20（補助金の加算額の上限）		
基本補助工事		→ 40 万円
(250 - 20) × 2/10 = 46 → 40（基本補助額の上限）		
<u>補助金総額 60 万円</u>		

・例 2

工事費 200 万円	リモートワーク工事 15 万円	→ 15 万円
15 × 10/10 = 15（補助金の加算額）		
基本補助工事		→ 37 万円
(200 - 15) × 2/10 = 37（基本補助額）		
<u>補助金総額 52 万円</u>		

・例 3（過去に 25 万円の補助金を交付済み）

工事費 200 万円	リモートワーク工事 15 万円	→ 15 万円
15 × 10/10 = 15（補助金の加算額）		
基本補助工事		→ 15 万円
(200 - 15) × 2/10 = 37 → 40 - 25 = 15（上限額が基本補助額）		
<u>補助金総額 30 万円</u>		

・例4 (過去に上限額 40 万円の補助金を交付済み)

工事費 200 万円 リモートワーク工事 15 万円 → 15 万円

$15 \times 10 / 10 = 15$ (補助金の加算額)

基本補助工事 → 0 円

$(200 - 15) \times 2 / 10 = 37 \rightarrow 40 - 40 = 0$ (基本補助額なし)

補助申請できない

・例5

工事費 50 万円 リモートワーク工事 50 万円 → 20 万円

$50 \times 10 / 10 = 50 \rightarrow 20$ (補助金の加算額の上限)

基本補助工事 → 6 万円

$(50 - 20) \times 2 / 10 = 6$ (基本補助額)

補助金総額 26 万円

・例6

工事費 45 万円 補助対象工事費 50 万円未満 → 補助申請できない

Q5-9 添付書類はどのようなものが必要になりますか？

通常の添付書類に加え、リモートワークの環境整備工事に要する費用が判断できる工事内訳明細書(見積書)および当該工事の概要が判断できる施工箇所・仕様を示した図面等が必要になります。また、工事写真についても、当該工事部分が分かる写真が必要になります。

Q5-10 自宅の一部を改修してリモートワーク企業の事務所に使用する場合、対象になりますか？

本事業は住宅のリフォーム等工事を対象としているため、事務所や店舗等の併用部分に係る工事については、補助対象外になります。【Q2-3 参照】

6. 災害復旧工事に関すること

Q6-1 自然災害による災害復旧工事とはどういうものですか？

危機的な自然現象によって、住宅への被害が広範囲に生じ、県に災害対策本部が設置される程度の災害を想定しています。その災害の被害が生じた地域を指定し、住宅の復旧工事に係る支援を行います。

参考：災害対策本部
設置基準

- ・震度6、大津波警報、噴火警戒レベル4又は災害救助法適用
- ・大雨、暴風、高潮、暴風雪及び大雪に関する特別警報
- ・住民の生命・身体及び財産に甚大な被害又は被害が拡大するおそれがあり、知事が必要と認めた場合

Q6-2 いつから申請の受付が開始されるのですか？

災害対策本部が設置された市町村の、被害が生じた地域に存する被災住宅を対象として、適宜受付を行うこととしております。なお、受付開始と対象地域については、ホームページ等でお知らせします。

Q6-3 どのような復旧工事が対象になりますか？

被災箇所を原形復旧する工事、それに伴う関連工事が対象になります。【関連 Q3-1、Q3-5、Q3-17、Q4-5】

なお、次の工事は補助の対象になりません。

1. 原形復旧の範囲を著しく超える等、災害復旧に直接的に関係しない工事
 - ・角波トタン等の外壁が被災し、45万円程度で原形復旧可能だが、サイディング外壁で復旧するために50万円を超える工事
 - ・別棟の車庫が被災したため、棟続きで増築する車庫の工事（生活上支障となる箇所の復旧支援を目的としているため）
 - ・バランス釜が停電の凍結で破損したため、代替で行う三点給湯器設置と配管の工事
2. 経年劣化や、善管注意義務の不足に起因する被害
(劣化した状態が目視等により容易に把握できたにも関わらず、それを放置した結果、生じた被害)
 - ・白化や留め金具の脱落等、明らかに耐久性が低下した雨樋などのプラスチック建材
 - ・腐食による穿孔や留め釘の欠落等、通常の災害に耐えられない状態の屋根や外壁
 - ・1mを超える積雪がありながら雪下ろしをしなかった場合の屋根の破損
 - ・落雪が軒先に繋がっている状態を放置して破損した軒先の被害

※経年劣化や、善管注意義務の不足とは認められない被害とは、

- ・築後又は改修後、間もない住宅で、目視外観では劣化が把握できないカ所の被害
- ・設計基準を超える外力（瞬間最大風速が30m/s超、震度5弱以上など）の被害

7. その他

Q7-1 国が実施している住宅リフォームの補助制度を一緒に利用できますか？

県と国の住宅リフォーム補助制度を利用する場合、同一工事を重複して申請しないよう整理することで利用することができます。

【例】

- ・断熱化工事において、内窓設置、ドア交換を国のリフォーム補助制度として申請。ユニットバス設置を県のリフォーム事業として申請。この場合は、対象工事が重複していないため利用することができます。

Q7-2 市町村が実施している住宅リフォームの補助制度を一緒に利用できますか？

県と市町村が実施しているリフォーム事業を一緒に利用可能ですが、制度は市町村の独自なものとなっているため、各市町村のリフォーム補助制度詳細については各市町村へお問い合わせください。

Q7-3 添付書類にある、戸籍の附票とはどういうものですか？

戸籍の原本と一緒に保管している書類で、その戸籍が作られてから（戸籍に入籍してから）現在に至るまで（戸籍から除籍されるまで）の住所が記録されています。本籍地の市町村で発行しています。

住宅リフォーム推進事業 子育て世帯、移住・定住世帯の補助対象工事一覧（例）

※ 下記の工事は一例です。

No	補助対象	リフォーム等の内容	備考
1	○	屋根（軒天含む）の張替・塗装、外壁の張替	出窓等の庇屋根も対象 カバー工法による改修も対象
2	△	外壁の塗装	クラック補修、サイディング張替等外壁の補修を伴う場合は対象
3	○	部屋の新設・間仕切りの変更	
4	○	壁紙や床の張替などの内装工事	
5	○	耐震補強・改修工事	
6	○	窓・ガラス・網戸の取付・交換	
7	○	室内の建具等の交換	アコーディオンカーテンも対象
8	○	外壁、屋根、天井又は床の断熱化工事	
9	○	屋根の融雪工事	外構の融雪工事は対象外
10	○	バリアフリー改修 （手すりの設置、段差解消、廊下幅の拡張など）	
11	○	風呂、台所、トイレ等の水回り改修	
12	○	バルコニーや雪止めの設置	
13	○	畳の取替え（表替え含む）	
14	×	別棟の車庫・物置の設置及び増改築	
15	○	上下水道への接続（浄化槽設置工事含む）	市町村への加入負担金は対象外
16	△	エアコン・FF式暖房機の設置	増改築・内装工事に伴う場合や配線工事等を行う場合は対象
17	△	ガス・IH調理器の設置	配管・配線工事を行う場合は対象
18	△	食器棚、下駄箱等の設置	作り付け家具、既製品を固定する場合は対象
19	△	室内カーテンの取付・取替（カーテンレールの取付含む）	増改築・内装工事に伴う場合は対象
20	△	電話やインターネットの配線・配管工事	増改築・内装工事に伴う場合は対象
21	△	家庭用自家発電装置の設置	建物に固定した場合は対象
22	△	住宅の解体工事（全部・一部）	リフォーム・増改築工事を伴う場合は対象
23	△	防腐・防蟻処理	部材交換などの工事を伴う場合は対象
24	×	造園、門扉、ブロック塀、ウッドデッキ等の外構工事	住宅のリフォーム・増改築工事に伴い支障となる場合は対象
25	×	住宅用太陽光発電システムの設置	
26	×	公共工事の施行に伴う補償費の対象となる工事	
27	×	電気自動車用の急速充電器の設置	
28	×	補助対象世帯以外の居住者の専用居室の改修	